平成２１年（フ）第６１３号
名古屋市昭和区花見通１丁目１番地
破産者　株式会社ブレンド
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４７号
愛知県瀬戸市内田町１丁目296番地の２
破産者　株式会社尾関組
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４８号
名古屋市南区赤坪町137番地
破産者　有限会社名南工芸
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２６号
愛知県犬山市丸山天白町110番地
破産者　株式会社宮田建設
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成１９年（フ）第９９１号
京都市伏見区中島外山町５番地
破産者　広栄観光株式会社
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９２号
京都市伏見区深草大亀谷古御香町102番地
破産者　広栄商事こと広村重雄こと　孫　　仲奎
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９３号
京都市伏見区桃山南大島町76番地の12
破産者　広村泰雄こと廣村泰雄こと　孫　　詰奎
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９４号
京都市南区上鳥羽勧進橋町13番地４　パデシオン新烏丸十条420号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区深草鞍ヶ谷13番地50
破産者　広村敏雄こと　孫　　潤奎
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９５号
京都市伏見区中島中道町113番地
破産者　広村一夫こと　孫　　成奎
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９６号
京都市伏見区中島中道町129番地
破産者　広村カオルこと　金　　元順
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８１３号
神戸市東灘区青木５丁目17番６―102号、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区御影本町６丁目12番18―203号
破産者　有限会社藤本運送サービス
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５号
兵庫県加古川市加古川町粟津280番地の１
破産者　株式会社キタデン
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第５３号
高知県室戸市佐喜浜町4881番地１
破産者　有限会社上土佐建設
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２０年（フ）第３２２号
青森市大字横内字亀井252番地３
破産者　協和管工株式会社
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５６６号
青森市大字大野字前田75番地の61
破産者　有限会社オオミ測量設計
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７３０号
青森市大字奥内字宮田46番地の１
破産者　有限会社杉田組
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
東京都府中市栄町２丁目12番地グリーンハイツ101号
破産者　有限会社尾澤工業
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０６号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目43番地の２
破産者　尾澤　孝博
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０７号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目43番地の２
破産者　尾澤　景子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５９４号
横浜市瀬谷区目黒町５番地２
破産者　株式会社神福食品
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０９号
岐阜県大垣市直江町168番地の２
破産者　有限会社西濃電装
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
岐阜県瑞浪市稲津町小里1785番地
破産者　中山　和子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成１９年（フ）第１０５４号
大分県別府市大字南立石535番地の６
破産者　有限会社大草設備工業
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係